

森林・林業基本計画変更にあたっての検討の視点（案）

現行計画	検討の視点
<p>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の供給等の多面的機能を有しており、森林に対する国民の多様な要請に応えるため、森林の適正な整備・保全、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給・利用の確保が図られる必要 基本法の理念の実現を図るため、民有林と国有林を通じた川上から川下までの流域を基本とし、国民の参加と合意を得て、森林・林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人と自然が共生する森林の世紀の実現に努力</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な視点に立ちつつ、森林の生態的特性等を踏まえた適正な整備及び保全の推進 ・ 山村への定住促進等による森林施業の実施に不可欠な活動の確保 ・ 国民の森林整備・保全活動への参加の促進と都市と山村との共生・対流の推進 <p>2 林業の持続的かつ健全な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の育成、確保とこれらの者を中心とする林業構造の確立 ・ 林業労働者の福祉の向上による人材の育成及び定着の促進 <p>3 林産物の供給及び利用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質や性能が明確で需要者のニーズに応じた製品を低コストで安定的に供給する体制の整備 ・ 森林所有者をはじめ素材生産から製品販売に至るすべての関係者の意識の醸成 ・ 木材利用に関する国民への普及啓発、バイオマスエネルギー等の新たな需要の拡大 	<p>現行計画策定後における、次のような情勢変化と、施策の効果に関する評価を踏まえた施策の見直しの必要性を整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国土の保全、水源のかん養、環境の保全、地球温暖化防止をはじめ、国民の森林に対する要請が多様化・高度化 ② 京都議定書の目標達成のための森林吸収源対策の必要性の増大 ③ 降水量の偏在化、局地的豪雨の頻発等による山地災害の多発や地域的な渇水の発生 ④ 手入れが必要な高齢級の森林の増加 ⑤ 立木価格の下落、不在村化、高齢化等による林業生産活動の停滞 ⑥ 地域材供給量の低下傾向の下げ止まり、近年は増加の兆し ⑦ 小規模な製材工場や多段階の流通により木材産業は依然として高コスト構造 ⑧ 地域材利用拡大のための普及啓発や木質バイオマスの利用、海外輸出等新たな市場拡大への取組の増加、違法伐採問題の顕在化 <p>また、施策の見直しにあたっての基本的な視点を整理</p>

現行計画	検討の視点
<p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 基本的考え方 森林所有者等の森林の整備・保全や林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として設定</p> <p>2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義 森林所有者等の理解を深めるとともに、計画的かつ効果的な整備を進める上での指針</p> <p>(2) 目標の定め方 重視すべき機能に応じて森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、関係者が取り組むべき課題が解決された場合に実現可能な森林の状態を目標として提示</p> <p>(3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方</p> <p>① 水土保持林 高齢級の森林及び広葉樹導入を含めた育成複層林への誘導等</p> <p>② 森林と人との共生林 自然環境等の保全及び森林環境教育や健康づくりの場の創出等</p> <p>③ 資源の循環利用林 適切な施業の選択及び効率的・安定的な木材資源の活用等</p> <p>(4) 森林の有する多面的機能の発揮に関する課題</p> <p>① 多面的な機能の発揮のための森林の管理の推進 ② 森林の区分に応じた路網整備と作業システムの導入 ③ 広く国民に開かれた森林の整備及び利用の推進 ④ 山村地域の活性化 ⑤ 地球温暖化防止への貢献 ⑥ 森林関連データの整備</p>	<p>現行計画に掲げる目標達成のためのシナリオとその実現に向けた取組の効果・問題点等について整理（森林の有する多面的機能の発揮に関する取組の検証）</p> <p>(5) の目標を踏まえて整理</p> <p>近年の森林の整備・保全の状況等を踏まえて整理</p> <p>上記の検証の結果を踏まえ、目標実現のために解決する必要がある課題について、その達成のために重点的に取り組むべき事項を中心に整理</p>

現行計画	検討の視点
<p>(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 10年後（平成22年）及び20年後（平成32年）における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林の3区分毎の育成単層林、育成複層林及び天然生林面積 ②総蓄積及びha当たり蓄積 ③総成長量及びha当たり成長量 	<p>10年後（平成27年）及び20年後（平成37年）における目標値を提示。望ましい森林の姿を実現するために適切な目標のあり方について検討</p>
<p>3 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義 関係者の行う事業活動や一般消費者を含めた需要者にとっての木材の消費に関する指針</p> <p>(2) 目標の定め方 森林の区分毎にふさわしい施業が実施された場合に供給される木材供給量及び関係者が取り組むべき課題が解決された場合に実現可能なその利用量を目標として提示</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●林業の持続的かつ健全な発展 <ul style="list-style-type: none"> ①望ましい林業構造の確立 ②労働力の育成確保 ●木材の供給及び利用の確保 <ul style="list-style-type: none"> ①木材利用の意義についての国民の理解 ②木材利用の拡大と多角化 ③木材産業の構造改革 <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標 10年後（平成22年）における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材供給量 ・用途別の利用の目標及び総需要量 	<p>現行計画に掲げる目標達成のためのシナリオとその実現に向けた取組の効果・問題点等について整理（林産物の供給及び利用に関する取組の検証）</p> <p>(4) の目標を踏まえて整理</p> <p>上記検証の結果を踏まえ、目標実現のために解決する必要がある課題について、その達成のために重点的に取り組むべき事項を中心に整理</p> <p>10年後（平成27年）における目標値を提示</p>

現行計画	検討の視点
<p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>(1) 森林の整備の推進 (2) 森林の保全の確保 (3) 技術の開発及び普及 (4) 山村地域における定住の促進 (5) 国民等の自発的な活動の促進 (6) 都市と山村の交流等 (7) 国際的な協調及び貢献</p> <p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立 (2) 人材の育成及び確保 (3) 林業労働に関する施策 (4) 林業生産組織の活動の促進 (5) 林業災害による損失の補てん</p> <p>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> <p>(1) 木材産業等の健全な発展 (2) 林産物の利用の促進 (3) 林産物の輸入に関する措置</p> <p>4 国有林野の管理及び経営の事業</p> <p>5 団体の再編整備に関する施策</p> <p>(1) 森林組合系統組織 (2) 団体間の連携の強化</p>	<p>第1及び第2に掲げる方針及び課題を踏まえ、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系的に整理</p>
<p>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 施策の評価と見直し 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 情報の公開と国民の意見の反映 4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携 5 国際規律との調和等 6 定期的な見直し</p>	<p>最近における諸情勢を踏まえ所要の事項を整理</p>

次回の審議について（案）

1 開催時期

平成18年3月15日～28日の間

2 主な検討事項

- ・ 施策の効果に関する評価について
- ・ 森林の有する多面的機能の発揮に関する検討事項について
- ・ 林業の持続的かつ健全な発展に関する検討事項について

他

注1 具体的な日時等については別途調整の上連絡。

注2 平成17年度の森林・林業白書関係について審議を予定。